民法　予備令７－３　肢イ

第１　肢の結論

誤っている

第２　時効完成後,時効完成の事実を知らずに債権者に対して債務を承認した場合の取扱い

１．問題の所在

債務者は，債務について消滅時効が完成した後に，時効完成の事実を知らずに債権者に対し，債務を承認した，その後，消滅時効を援用（１４５条）できるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

消滅時効を援用することは信義則上（１条２項）できない。したがって，援用することができるとする肢は誤っている。

（２）理由

ア．時効完成後の債務の承認が，時効の放棄にあたるか

まず，時効期間が経過しても，当然には，効果は確定せず，援用（１４５条）または，放棄（１４６条）によって，確定する（停止条件付不確定効果）。当事者の意思を尊重する必要があるからである。

そして，本件の時効完成後，完成の事実を知らずに，債務を承認しても，時効の放棄にあたらない。なぜなら，時効の放棄は，時効の効果を確定（変動）させるという意味で，法律行為である。権利の変動が伴う以上，意思表示を要素とするので，行為者の認識（意欲）が必要であるが，本件は，それがないと解されるからである。

イ．時効の放棄にあたらない場合の取扱い

時効の放棄にあたらない以上，理論的には，まだ，時効完成後に，援用または放棄のいずれも行われていない。そこで，時効の効果を確定させる援用が認められるとも思える。

しかし，不当である。債権者からすると，債務者に時効完成の認識があるか否かは，わからない。むしろ，完成後で承認があった段階で，放棄したと期待する。援用を当然に認めることは，債権者を害する結果となり問題と考えるからである。

そこで，債権者を保護すべく，時効の援用は信義則上，制限される。

理由は以下の通りである。

債務者は，一度承認して，債権者を安心させた後，援用権を行使することは，取引上，矛盾挙動である。したがって，信頼を害するものとして制限されるべきである。

そして，援用が制限されても，時効完成の利益が失われるに過ぎない。債務者として債務を負うのが本来である。この点からも，債権者を保護するのが相当だからである。

以上